

第四十回
参議院法務委員会會議録第十八号

(二九二)

昭和三十七年四月四日(水曜日)
午前十時三十二分開会

委員の異動

本日委員西田隆男君辞任につき、その補欠として大谷藤之助君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松野 孝一君
理事 青田源太郎君
井川 伊平君
亀田 得治君
大谷 登瀛君

委員

大谷藤之助君
加藤 武徳君
野上 進君
赤松 常子君
国務大臣 植木庚子郎君
法務大臣 平賀 健太君

政府委員

法務省民事局長 西村 高兄君
事務局側 常任委員 会専門員

参考人

東京大学教授 鈴木 竹雄君
一橋大学教授 番場嘉一郎君
日本公認会計士協会会長 辻 真君

本日の会議に付した案件
○商法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松野孝一君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

商法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案については、去る三月六日に提案理由の説明を聴取し、三月八日に補足説明を聞いております。

本日は、まず参考人の意見を聴取いたします。本日の御出席の参考人は、東京大学教授鈴木竹雄君、一橋大学教授番場嘉一郎君、日本公認会計士協会会長辻真君の諸君でございます。最初に参考人の各位にごあいさつ申し上げます。御承知のとおり、本法律案は、株式会社等の計算を合理化し、また事務の簡素化等をはかるための改正を行なうものであります。各方面の関心も大きく、重要な法律案でございます。つきましては、参考人各位のそれぞれのお立場から忌憚のない御意見を伺いまして、本法案審査の参考に資したいと存じ、委員会の決議により御出席をお願い申し上げます。御多忙のところ、わざわざ御出席下さいまして、まことにありがとうございます。委員会を代表し、厚く御礼を申し上げます。それでは、これより御意見を伺います。時間の関係で、御意見の開陳はお一人二十分程度にお願いしたいと存じます。

なお、委員の方々に申し上げますが、御質疑は、三人の参考人の方々の御陳述が全部終了してからこれをを行います。御了承願います。

それでは、まず、鈴木参考人にお願いたします。

○参考人(鈴木竹雄君) 今度の商法の改正は、ただいまお話のありましたように、株式会社等の計算関係の内容を改めるといふことと、株式会社の事務の簡素化をはかるという趣旨の改正をその内容としていふものでございます。が、まず第一の、計算の内容に関する点について若干私の考えを申し述べます。

現在の商法の規定というものは、この株式会社等の計算関係におきましては、非常におくれた規定でございまして、会計の実際と非常に離れております。ことに、企業会計原則あるいは財務諸表規則と、非常に矛盾を起している点が多々ございまして、これをそのようないくつかの点で、これをそのものに近づけていくということが非常に必要であると考えられるわけでござい

ます。そういう意味におきまして、今度の改正というものは非常に大きな意味を持つていふと存じます。ただ、このようにいたしますと、商法は、今までの立場を捨てて、ただ会計の要求といふものにそのまま従つたものであるかといふふうにお考えになるかもしれ

ませんけれども、やはり商法の立場をいたしまして、それを正しく考えました場合には、このようないくつかの改正を行なつて少しは差をつけたいと考えるわけでございます。

今までの商法におきましては、会計について商法が規定をするというところは、もちろん企業の勝手の問題じゃない

ので、それは企業の関係者というものがあつた。その関係者の利益を考へるものであるといふことがポイントであることは申すまでもないのであります。が、その場合に、債権者の利益というものを非常に考へていく、それももちろん、企業がかりにつぶれたならば、債権者はどれだけの満足を得るかといふような、そういう考へ方をいたしまして、そしてたとへば評価につきま

しては、時価による評価というものを基準にしていたのでありますけれども、しかし、企業というものが、決算の場合を考へますれば、継続を起している企業であつて、決してつぶれる企業ではないわけでございます。そこで、問題になりますことは、やはりどれだけ営業成績が上がつていくか、損益計算はどうであるかといふところがポイントであつて、解したならば、損益計算の時価があるかといふような問題をそこで取り上げるというところが、その間違ったと言つて差しつかえない。このように損益計算の立場から考へてお

けるのが会計の実際であり、会計の正常な慣行なのであります。そのようないくつかを考へるといふことがむしろ当然のことだつたんじゃないかと思われま

す。そして会社の債権者の立場などを考へても、そのようないくつかの営業成績がどういふ形になつていくかといふことを知ります。これによつて、やはり債権者の利益といふものは十分はかられて

いるといふことになるわけでありま

す。このようないくつかから、商法が自分の立場を曲げて会計に屈服をしたといふのではなくて、やはり正しい形において商法がその姿を改めたといふことであらうと考へるわけでござい

ます。その立場におきまして見て参りますと、評価基準について、商法が今まで時価主義を基調にしておりましたけれども、原価主義に徹底していくという立場をとりましたことも、あるいは繰り延べ勘定について、今まで認められておりました範囲を非常に拡大をいたしまして、実際に合致せ、また引当金の計上を明文で認めたといふようなことも、みな妥当と思はれると存じます。

なお、この改正法におきましては、直接、計算の様式についての規定を置いておきませんけれども、これは、商法施行法の現在の規定によりまして、省令でもって貸借対照表、損益計算書の様式を定めるといふことにしております。が、これも、様式の点になりますと、法律に書きま

す。ことによりは、省令に書いたほうが実際のところ、考へてを考へますと、やはり妥当の策と考へられるわけでござい

ます。ただ、このようにいふと、やはり会計の側から、まだ十分でないといふふうなあるいは批判があるかと思われま

す。しかし商法の規定が会計の方面で要求いたしますことよりもい

は財務諸表規制なりでそれをもつと狭めていけばいいわけでござい

ます。別

にその点については差しつかえ

ない

と

い

かもしませんけれども、それは現在の立案機構というものはなだ底底してないということによるのではないかと思います。法制審議会の商法部会というふうなものも、結局、委員はみんな臨時に集まってくるものでありまして、それを専門としているものではないと思います。もちろん、法務省に優秀なスタッフを備えて、若干の人が当たっておるのでもございますけれども、何と云っても人が非常に足りないということから、大規模の立法というものをやるにふさわしくないのでもございます。しかし、このようなことをしておりますと、ほかのところをいじつておりますうちに、一ぺん改めたものがまた時期おくれになってしまふというふうなことで、やはりこの点におきましては、政府あるいは国会におかれましては非常に思いをいたされまして、やはり立案の機構というふうなものについて、もっとしっかりした形のものをお作りになるというふうなことが必要なのではないかというふうに考へるのでございます。

結局、そのような点におきまして、今度の法律案というふうなものが、先ほど申しました計算書類の公示というふうな具体的な提案があるものを盛ることができなかったという遺憾、あるいは大きな目から見ればやはり小規模の改正にすぎないのではないかというふうな遺憾はあるわけでもございますが、この法律案自体にいたしましては、先ほどから申し上げましたように、このように商法を改正していただくならば、それは非常に大きな改善といふものがそこにあるということは申すまでもないわけでもございますので、

そういふ意味におきまして、今度の改正法律案に対しては、私は賛成したいと存するのでございます。

○委員長(松野孝一君) どうもありがとうございます。次に、番場参考人をお願いいたします。

○参考人(番場一郎君) 私は、会計学の立場から多少こまかい批判的な意見を述べさせていただきます。見を述べさせていただきます。したがって、お手元にございます。商法の一部を改正する法律案要綱というこのプリント及び商法の一部を改正する法律案というこのプリント、これをお参照願ひしてお聞き取り願ひしたいと思います。

改正法律案のほうでは、五ページの二百八十五条ノ二という条文でございしますが、ここに流動資産についての評価規定が盛り込まれておるわけでもございます。その第一項は原価主義を打ち出しておる。それから第二項は定価主義を打ち出しておるのだと、こういうことでもございます。流動資産の評価につきましては、原価主義という評価原則、それから定価主義という評価原則、この二通りでございます。そのいずれが現在実務上広く行なわれておるかとお申しませば、第二項に規定されておることの定価主義のほうであるということがいえると思ひます。ただし、理論としていたしましては、原価主義を徹底的に採用するといふことのほうがすぐれたおるのだ、こういう考え方が最近次第にまあ勢力を占めつつあるというわけでありまして、そこで、改正法におきましては、原価主義と定価主義を選択的に適用させると、こういう趣旨の規定を立案されたわけでありまして、ところ

で、定価主義を選択するといふ会社の場合には問題ございませんですが、原価主義のほうを選択したといふ場合におきまして、時価の低落が著しく、そうして時価の回復が認められないといふ場合におきましては、原価主義をとりまして時価まで評価を下げる必要がある。こういうことがたまたま書きでもって明らかにされておるわけでもございます。この点につきまして、原価主義と申せばあくまでも原価を押し通していかうと、こういう考え方があつたわけでもございます。したがって、時価の低落がはなはだしい場合におきましては原価主義を押し通すといふことが理論的には望ましい、こう考えます。したがって、時価の低落が著しい場合におきましても、評価の時価まで下げないといふことが徹底した行き方ではないか、こう考えます。そこで、それでは資本の維持といふことができないじゃないかという反論があると思ひますが、その点につきましては、あとに出て参ります。繰り延べ資産ですが、ここにありますように、配当制限をもつてそのことを縛つていくということでもよろしいのじゃないか、評価を下げるべき金額相当額は配当をさせないといふことで行つたらいかうかが、こう考えるわけでもあります。それが第一点であります。

第二点は、要綱の第七、それから条文では二百八十五条ノ七といふところでありまして、のれんといふものは、性質をいたしましては無形の固定資産である。こういうことであります。したがって、評価の原則は、二百八十五条ノ三を原則として適用するといふ趣旨のほうがあつたのではないかと。つまり償却を何年間でするかといふことは、自動的に会社がきめて償却をしていくといふことでよろしいのではないかと。案では、五年以内に償却をすべしと、こ

ういふ案になつておりますが、一般の固定資産と同様の扱いをしてよろしいのじゃないか。これが第二点。

それから要綱の第八でございしますが、そこをこらんにいたしますと、何年以内に償却すべしという表現が用いられておりますが、これは、以内といふことでありまして、何年をもつて償却をせよ、以内といふ、これを削除したほうが損益計算という立場から妥当ではないか、こう考えるわけでもあります。

それから要綱の第八の3であります。が、社債発行費用の償却を三年以内、こういつておりますけれども、これを社債の償還期限でもつて償却期間をきめるということではいかうかがあつたのではないかと、こう考えるわけでもあります。それからもう一つは、企業会計原則というものがございしますので、商法におきましては、企業会計原則によつて会社は経理をすべしといふ一つの大きな原則規定を置いてほしいという点、これが第四。

以上が私の批判的意見でございます。○委員長(松野孝一君) ありがとうございます。続いて辻参考人をお願いいたします。

○参考人(辻真君) 私は、この改正案の中の合名会社、合資会社の条項と附則につきましてはしばらく留保いたしまして、本案の骨子であります株式会社の計算規定の改正につきまして

結論を先に申し上げますと、まず、本案に盛り込まれております改正のうちで、企業会計の面から見ました基本的な主要点を一応ここであげることになります。第一に、現行商法は、会社財産のうち、流動資産の評価基準をいたしまして、いわゆる時価以下主義を採用しておりますが、この基準を捨てまして、本案は、原則として原価主義を採用せられております。第二は、繰り延べ資産の範囲を大幅に拡大をされまして、同時にまた、いわゆる負債性の引当金に関する規定を設けられておりますが、これらは、前に述べました流動資産の原価主義を採用せられたことと相俟ちまして、従来の財産計算順守の考え方を改めまして、収益と費用を対応させた会社の経営成績を表現するといふ、会計実務のほうでい

わゆる期間損益計算に重点を置かれたのが基本になつていふように思われます。これらのことは、本案の基本的な改正上の思想と見られると考へます。これは、近代企業会計の理論と会計実務界の現実的な要請にこたへたものであると考へられるので、まことに画期的な改正と思はれます。そしてその考え方はまことに適切なものであると存じます。本案には、この他にいろいろな思想が織り込まれておると思ひますが、私は、企業会計の実務者といつた立場から見て、この基本的な考え方による改正は時宜に適したものであると、本案全体に対して賛成の意を表明し、今国会におきましてぜひとも本案が成立されまして、できるだけ早く

け、ここで意見を申し上げたいと思ひます。

結論を先に申し上げますと、まず、本案に盛り込まれております改正のうちで、企業会計の面から見ました基本的な主要点を一応ここであげることになります。第一に、現行商法は、会社財産のうち、流動資産の評価基準をいたしまして、いわゆる時価以下主義を採用しておりますが、この基準を捨てまして、本案は、原則として原価主義を採用せられております。第二は、繰り延べ資産の範囲を大幅に拡大をされまして、同時にまた、いわゆる負債性の引当金に関する規定を設けられておりますが、これらは、前に述べました流動資産の原価主義を採用せられたことと相俟ちまして、従来の財産計算順守の考え方を改めまして、収益と費用を対応させた会社の経営成績を表現するといふ、会計実務のほうでい

わゆる期間損益計算に重点を置かれたのが基本になつていふように思われます。これらのことは、本案の基本的な改正上の思想と見られると考へます。これは、近代企業会計の理論と会計実務界の現実的な要請にこたへたものであると考へられるので、まことに画期的な改正と思はれます。そしてその考え方はまことに適切なものであると存じます。本案には、この他にいろいろな思想が織り込まれておると思ひますが、私は、企業会計の実務者といつた立場から見て、この基本的な考え方による改正は時宜に適したものであると、本案全体に対して賛成の意を表明し、今国会におきましてぜひとも本案が成立されまして、できるだけ早く

わゆる期間損益計算に重点を置かれたのが基本になつていふように思われます。これらのことは、本案の基本的な改正上の思想と見られると考へます。これは、近代企業会計の理論と会計実務界の現実的な要請にこたへたものであると考へられるので、まことに画期的な改正と思はれます。そしてその考え方はまことに適切なものであると存じます。本案には、この他にいろいろな思想が織り込まれておると思ひますが、私は、企業会計の実務者といつた立場から見て、この基本的な考え方による改正は時宜に適したものであると、本案全体に対して賛成の意を表明し、今国会におきましてぜひとも本案が成立されまして、できるだけ早く

わゆる期間損益計算に重点を置かれたのが基本になつていふように思われます。これらのことは、本案の基本的な改正上の思想と見られると考へます。これは、近代企業会計の理論と会計実務界の現実的な要請にこたへたものであると考へられるので、まことに画期的な改正と思はれます。そしてその考え方はまことに適切なものであると存じます。本案には、この他にいろいろな思想が織り込まれておると思ひますが、私は、企業会計の実務者といつた立場から見て、この基本的な考え方による改正は時宜に適したものであると、本案全体に対して賛成の意を表明し、今国会におきましてぜひとも本案が成立されまして、できるだけ早く

わゆる期間損益計算に重点を置かれたのが基本になつていふように思われます。これらのことは、本案の基本的な改正上の思想と見られると考へます。これは、近代企業会計の理論と会計実務界の現実的な要請にこたへたものであると考へられるので、まことに画期的な改正と思はれます。そしてその考え方はまことに適切なものであると存じます。本案には、この他にいろいろな思想が織り込まれておると思ひますが、私は、企業会計の実務者といつた立場から見て、この基本的な考え方による改正は時宜に適したものであると、本案全体に対して賛成の意を表明し、今国会におきましてぜひとも本案が成立されまして、できるだけ早く

わゆる期間損益計算に重点を置かれたのが基本になつていふように思われます。これらのことは、本案の基本的な改正上の思想と見られると考へます。これは、近代企業会計の理論と会計実務界の現実的な要請にこたへたものであると考へられるので、まことに画期的な改正と思はれます。そしてその考え方はまことに適切なものであると存じます。本案には、この他にいろいろな思想が織り込まれておると思ひますが、私は、企業会計の実務者といつた立場から見て、この基本的な考え方による改正は時宜に適したものであると、本案全体に対して賛成の意を表明し、今国会におきましてぜひとも本案が成立されまして、できるだけ早く

わゆる期間損益計算に重点を置かれたのが基本になつていふように思われます。これらのことは、本案の基本的な改正上の思想と見られると考へます。これは、近代企業会計の理論と会計実務界の現実的な要請にこたへたものであると考へられるので、まことに画期的な改正と思はれます。そしてその考え方はまことに適切なものであると存じます。本案には、この他にいろいろな思想が織り込まれておると思ひますが、私は、企業会計の実務者といつた立場から見て、この基本的な考え方による改正は時宜に適したものであると、本案全体に対して賛成の意を表明し、今国会におきましてぜひとも本案が成立されまして、できるだけ早く

わゆる期間損益計算に重点を置かれたのが基本になつていふように思われます。これらのことは、本案の基本的な改正上の思想と見られると考へます。これは、近代企業会計の理論と会計実務界の現実的な要請にこたへたものであると考へられるので、まことに画期的な改正と思はれます。そしてその考え方はまことに適切なものであると存じます。本案には、この他にいろいろな思想が織り込まれておると思ひますが、私は、企業会計の実務者といつた立場から見て、この基本的な考え方による改正は時宜に適したものであると、本案全体に対して賛成の意を表明し、今国会におきましてぜひとも本案が成立されまして、できるだけ早く

わゆる期間損益計算に重点を置かれたのが基本になつていふように思われます。これらのことは、本案の基本的な改正上の思想と見られると考へます。これは、近代企業会計の理論と会計実務界の現実的な要請にこたへたものであると考へられるので、まことに画期的な改正と思はれます。そしてその考え方はまことに適切なものであると存じます。本案には、この他にいろいろな思想が織り込まれておると思ひますが、私は、企業会計の実務者といつた立場から見て、この基本的な考え方による改正は時宜に適したものであると、本案全体に対して賛成の意を表明し、今国会におきましてぜひとも本案が成立されまして、できるだけ早く

わゆる期間損益計算に重点を置かれたのが基本になつていふように思われます。これらのことは、本案の基本的な改正上の思想と見られると考へます。これは、近代企業会計の理論と会計実務界の現実的な要請にこたへたものであると考へられるので、まことに画期的な改正と思はれます。そしてその考え方はまことに適切なものであると存じます。本案には、この他にいろいろな思想が織り込まれておると思ひますが、私は、企業会計の実務者といつた立場から見て、この基本的な考え方による改正は時宜に適したものであると、本案全体に対して賛成の意を表明し、今国会におきましてぜひとも本案が成立されまして、できるだけ早く

わゆる期間損益計算に重点を置かれたのが基本になつていふように思われます。これらのことは、本案の基本的な改正上の思想と見られると考へます。これは、近代企業会計の理論と会計実務界の現実的な要請にこたへたものであると考へられるので、まことに画期的な改正と思はれます。そしてその考え方はまことに適切なものであると存じます。本案には、この他にいろいろな思想が織り込まれておると思ひますが、私は、企業会計の実務者といつた立場から見て、この基本的な考え方による改正は時宜に適したものであると、本案全体に対して賛成の意を表明し、今国会におきましてぜひとも本案が成立されまして、できるだけ早く

わゆる期間損益計算に重点を置かれたのが基本になつていふように思われます。これらのことは、本案の基本的な改正上の思想と見られると考へます。これは、近代企業会計の理論と会計実務界の現実的な要請にこたへたものであると考へられるので、まことに画期的な改正と思はれます。そしてその考え方はまことに適切なものであると存じます。本案には、この他にいろいろな思想が織り込まれておると思ひますが、私は、企業会計の実務者といつた立場から見て、この基本的な考え方による改正は時宜に適したものであると、本案全体に対して賛成の意を表明し、今国会におきましてぜひとも本案が成立されまして、できるだけ早く

わゆる期間損益計算に重点を置かれたのが基本になつていふように思われます。これらのことは、本案の基本的な改正上の思想と見られると考へます。これは、近代企業会計の理論と会計実務界の現実的な要請にこたへたものであると考へられるので、まことに画期的な改正と思はれます。そしてその考え方はまことに適切なものであると存じます。本案には、この他にいろいろな思想が織り込まれておると思ひますが、私は、企業会計の実務者といつた立場から見て、この基本的な考え方による改正は時宜に適したものであると、本案全体に対して賛成の意を表明し、今国会におきましてぜひとも本案が成立されまして、できるだけ早く

わゆる期間損益計算に重点を置かれたのが基本になつていふように思われます。これらのことは、本案の基本的な改正上の思想と見られると考へます。これは、近代企業会計の理論と会計実務界の現実的な要請にこたへたものであると考へられるので、まことに画期的な改正と思はれます。そしてその考え方はまことに適切なものであると存じます。本案には、この他にいろいろな思想が織り込まれておると思ひますが、私は、企業会計の実務者といつた立場から見て、この基本的な考え方による改正は時宜に適したものであると、本案全体に対して賛成の意を表明し、今国会におきましてぜひとも本案が成立されまして、できるだけ早く

わゆる期間損益計算に重点を置かれたのが基本になつていふように思われます。これらのことは、本案の基本的な改正上の思想と見られると考へます。これは、近代企業会計の理論と会計実務界の現実的な要請にこたへたものであると考へられるので、まことに画期的な改正と思はれます。そしてその考え方はまことに適切なものであると存じます。本案には、この他にいろいろな思想が織り込まれておると思ひますが、私は、企業会計の実務者といつた立場から見て、この基本的な考え方による改正は時宜に適したものであると、本案全体に対して賛成の意を表明し、今国会におきましてぜひとも本案が成立されまして、できるだけ早く

わゆる期間損益計算に重点を置かれたのが基本になつていふように思われます。これらのことは、本案の基本的な改正上の思想と見られると考へます。これは、近代企業会計の理論と会計実務界の現実的な要請にこたへたものであると考へられるので、まことに画期的な改正と思はれます。そしてその考え方はまことに適切なものであると存じます。本案には、この他にいろいろな思想が織り込まれておると思ひますが、私は、企業会計の実務者といつた立場から見て、この基本的な考え方による改正は時宜に適したものであると、本案全体に対して賛成の意を表明し、今国会におきましてぜひとも本案が成立されまして、できるだけ早く

わゆる期間損益計算に重点を置かれたのが基本になつていふように思われます。これらのことは、本案の基本的な改正上の思想と見られると考へます。これは、近代企業会計の理論と会計実務界の現実的な要請にこたへたものであると考へられるので、まことに画期的な改正と思はれます。そしてその考え方はまことに適切なものであると存じます。本案には、この他にいろいろな思想が織り込まれておると思ひますが、私は、企業会計の実務者といつた立場から見て、この基本的な考え方による改正は時宜に適したものであると、本案全体に対して賛成の意を表明し、今国会におきましてぜひとも本案が成立されまして、できるだけ早く

わゆる期間損益計算に重点を置かれたのが基本になつていふように思われます。これらのことは、本案の基本的な改正上の思想と見られると考へます。これは、近代企業会計の理論と会計実務界の現実的な要請にこたへたものであると考へられるので、まことに画期的な改正と思はれます。そしてその考え方はまことに適切なものであると存じます。本案には、この他にいろいろな思想が織り込まれておると思ひますが、私は、企業会計の実務者といつた立場から見て、この基本的な考え方による改正は時宜に適したものであると、本案全体に対して賛成の意を表明し、今国会におきましてぜひとも本案が成立されまして、できるだけ早く

わゆる期間損益計算に重点を置かれたのが基本になつていふように思われます。これらのことは、本案の基本的な改正上の思想と見られると考へます。これは、近代企業会計の理論と会計実務界の現実的な要請にこたへたものであると考へられるので、まことに画期的な改正と思はれます。そしてその考え方はまことに適切なものであると存じます。本案には、この他にいろいろな思想が織り込まれておると思ひますが、私は、企業会計の実務者といつた立場から見て、この基本的な考え方による改正は時宜に適したものであると、本案全体に対して賛成の意を表明し、今国会におきましてぜひとも本案が成立されまして、できるだけ早く

わゆる期間損益計算に重点を置かれたのが基本になつていふように思われます。これらのことは、本案の基本的な改正上の思想と見られると考へます。これは、近代企業会計の理論と会計実務界の現実的な要請にこたへたものであると考へられるので、まことに画期的な改正と思はれます。そしてその考え方はまことに適切なものであると存じます。本案には、この他にいろいろな思想が織り込まれておると思ひますが、私は、企業会計の実務者といつた立場から見て、この基本的な考え方による改正は時宜に適したものであると、本案全体に対して賛成の意を表明し、今国会におきましてぜひとも本案が成立されまして、できるだけ早く

実施せられることを望むのであります。

この点に關しまして詳しく詳細に申し上げてみますと、現行商法は、流動資産の評価につきましては時価以下主義をとっております。流動資産につきまして、現行商法の三十四条は、「財産目録調製ノキニオケル価額ヲ超ユルコトヲ得ズ」とございまして、時価が取得価額を下回つたときは、時価まで評価下げをしなければならぬ。ところが、時価が取得価額を上回りましたときは、時価まで評価を計上することが許される。こういう建前でございまして、時価が取得価額を上回つた場合は、會計上いわゆる技術面の利益を計上することができるとなりまして、そもそも時価と申します概念の中には、いろいろあると思ひます。たとえば、再調達価額とか、処分価額とかいう概念があるわけだと思ひますが、具体的に物のある時価をきめるといふことは、必ずしも明確ではございせん。その価格のきめ方は、したがつて恣意的になる危険を含んでおりまして、時価であればいいという考え方は、多分に配当可能利益を減少させて、株主の利益を阻害する結果となる危険も多いと思ひます。近代會計が原価主義を採用していることは、実は別の観点からするものでありまして、將來回収をしなければならぬ価額という會計観に立つていふものであります。本案が原価主義を採用せられましては、たゞ、そういう意味における會計学の通説に従つたことと思われまして、次に、現行商法におきまして繰り延べ資産として計上を認めておりますものは、設立の費用その他でございますが、改正案は、さらにこの上に、新製品または新技術の研究、新技術または新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓、これらのために特別に支出したものを加えております。會計實務上は、試験研究費とか、あるいは開発費とか呼ばれておりますものの範疇に入らして、実務上はもうすでに広く行なわれておりますところでありまして、財務諸表規則の三十一條によりまして、すでにこの償行が認められているところのものでございます。

なお、本案が將來における特定の支出または損失に備えて引当金を負債の部に計上することを許したということでは、期間損益計算の適正を期したと考へられると思ひます。現行法は、この種の引当金は法律上の債務でないという理由で、これを貸借対照表の負債の部に計上して、同時に、その年度の費用に落とすことにつきましては、否定的な解釈がとられていゝといふのでございまして、しかし、決算期現在におきまして、その金額や債務の確定の時期が必ずしも明らかでないものであります。その金額を合理的に算出することが可能であるものは、期間損益計算におきましては、当期の費用に計上するともに負債に計上しなければならぬはずのものだと思ひます。その典型的なものに、従業員の退職給与引当金のごときものがあると思われまして、この種の引当金が貸借対照表に計上せられることが許されることは、會計理論にも適合し、かつ、會計實務において最も望まれていゝところのものでございまして、

以上が、この改正の基本的な思想から見て、本案に賛意を表するゆゑを述べたものでございまして、しかし、この改正案のみによつて、現在の会社會計に関する幾多の未解決の問題が全部解決せられると考へてゐるものではございせん。本案につきましては、関係各方面からの改正に關しましてのいろいろの希望が申し述べられていゝことを伺つております。しかし、この改正が意圖するところのものはまさに適切であると考えられますので、自余の問題はしばらく後日に譲りまして、少なくともこの改正だけでも、商法における大きな進歩となるという意味におきまして、本案全部について私は賛意を表したいと思ひますのでございまして。

ところで私は、この改正案に關連いたしまして、ぜひこの機会に申し上げておきたい一点がございまして、それは、改正案と監査制度との關係でございまして、本案の内容の若干に觸れながらこの点を申し上げてみたいと思ひます。この改正案には、私は一つの大きな特徴があると思ひます。現行商法三十三條には、財産目録及び貸借対照表の内容をいたしまして、「動産、不動産、債権、債務其ノ他ノ財産」と規定されております。すなわち、具体的な財産のみを考へてゐるようでございます。ところが、この改正案によりまして、これらのほかに、計算せられた数値、言葉をかえて申しますと、ある計算上の大きさが資産としてあるいは負債として計上せられることが許されることになりまして、もつともこれは、現行法におきまして、例外的に若干許されはありますが、本案によりましては、その範囲は大幅に拡大せられることとなるのでございまして。これは一つ大きな特徴と認めることができると思ひます。現行法のもとにおきまして、貸借対照表に計上せられる資産負債は、動産とか不動産とか債権とか債務とか具体的なものの、あるいは権利義務とかが対象でございまして、改正案によりましては、このほか、単なる計算上の大きさがいゝものが資産や負債に計上せられることとなるのであります。会社の経理は、その結果が貸借対照表とか損益計算書の形で公表せられまして、一般社会特に株主とか、將來の株主とか、あるいは債権者、従業員その他の利害關係者に情報を提供することとなっております。資産負債の中、その内容に具体性のあるものをしばらく除きまして、単なる計算上の結果としての資産負債の計上額の正確性とか妥当性とかをどうして保証することができるとございまして、これは、歴史的に考へても、会社と利害關係のない、独立不羈の立場にある、かつ、経理の専門知識を持った監査人の監査証明による以外にはないとされてゐるところのものであります。この点につきまして、なお若干敷衍させていただきます。

流動資産の評価は、取得価額または製作価額によることとなっております。時価が取得価額または製作価額より著しく低いときは、時価の回復が予見できる場合を除くは時価評価を行なわなければならないこととなっております。この場合、取得価額は別にいたしまして、製作価額は一体何を意味するものでありましか。會計上の言葉をもつていたしましては、製造原価を意味することとなるのだと考へます。じからば一体、製造原価とは何であるかと考へますと、これは、直接原材料費、直接労務費、直接経費あるいは間接諸経費の配賦額、そういうものから構成されてゐる計算上の概念でございまして、その算定は決して簡単なものではございせん。完全でかつ組織的な計算の結果によつて算定のできる一つの数値でございまして、それから、固定資産の評価は、取得価額または製作価額により毎決算期に相當の償却をすることになります。この場合の製作価額の算出がまた複雑であること、流動資産の場合と同様であらうと思ひます。なお、一体「相當の償却」とはどういう基準によるべきでありましか。かりにその基準が定まりましたとしても、その計算が非常に複雑であることは、経理の實際界ではもうすでに経験済みのことでございます。これもまた計算上の一つの大きさがあつて、この計算数値が取得価額または製作価額から控除せられることとなるのでございまして。繰り延べ資産として計上を許されます開業準備費といふものがございまして、この範囲を實際的にどう決定すべきであるか。期間経費と繰り延べ経費の境界をどういう基準によつて分けるか、これも一つの問題でございまして。試験研究費、開発費もまた同様でございまして、本案の二百八十六條ノ三に、「特別ニ支出シタル金額」とございまして、これはいろいろ議論がございまして、これは、現に単に現金を出した、その現金そのものを対象として考へるものでは

なくて、ある特定の試験あるいは開発のために費消せられた一切の価値を意味するものだと、こう解釈しなければならぬと思います。もしそう解釈しないと思えば、それは現在の会計慣行に矛盾するところが出てくると思えます。したがって、たとえば試験研究費の中には、試験設備の修繕費、償却費、一般経費の割掛配賦額まで入るといたしますれば、それは計算上の一つの大ききとして把握されなければならぬものであると思えます。特定の支出または損失に備えるための引当金を債務として計上することが許されますが、その額は、本来予想せられる数値によることとなりますが、この予想は、合理的に計算せられることが可能であることが必要となるわけだろ

うと思えます。合理的であることが前提となる計算上の大ききがそれを求めているものだらうと考えます。以上申し述べましたことは、本案によりまして計算上の大ききさというものが求められるものの若干の例でござい

ますが、これらの計算の正確性とか妥当性とかを保証する制度が、会社の公共性から見てぜひとも必要なものと考えられるわけでございます。本案の段階では、まだそれに触れられておりませんことは非常に残念でございます。このことは、前に述べましたように、会計に関する専門の知識を持って、かつ会社と利害関係のない第三者をして会社の経理について監査を行なわしめ、その証明書を会社の財務諸表とともに公表する制度を採用すべきであらうと存じます。この制度は、外国の立法例や慣行において多く見られるところでありまして、わが国におきましては、す

で昭和二十四年に、この目的のために公認会計士法の制定を見ております。現にその資格を有する者が二千人に近からんとしております。また、株式会社におきましては、株式が公開せられております千七、八百社のおもなる会社は、証券取引法によりまして、公認会計士の監査を受けて、その監査証明書が公表せられている現況でございます。株式会社には現在も監査役という機関がありまして、会社の会計監査を行なっておりますが、監査役が総会において選任せられる場合には、会計の専門の能力を持っていることを条件としております。したがって、前に述べたような監査を行なうに必ずしも適格の人々のみが選任せられているとは思いません。現状であると思えます。ここに監査役制度の再検討を要する必要があるものでありまして、この再検討は、公認会計士監査の実施を前提としたものでなければ本来の意味を失うと思えます。近代会計は、真実の原則とか、継続性の原則とか、いろいろの原則の上に組み立てられております一つの仕組みであります。かつ、これらの原則によつて会計せられた結果が財務諸表の形式によりまして明瞭に表示せられて、一般に公表されて、利害関係者に正確な情報を提供

するものであります。それで、ここに特に御留意を願いたいことは、この意味におきまして近代会計は、会社と利害関係のない職業的専門家による公正な監査を受けるといふことを前提としたものでございまして、監査によつて保証せられていないところに近代会計の原則は成り立たないという前提だと思えます。そこで、この改正案が原価主義を採用いたしましたして、財産計算から収支計算の考え方に転換せられたことは、近代会計と歩調を合わせられたという点においては、私は本案に賛成であることは、前に申し述べたとおりであります。さらに、これに加えて、独立不偏の立場からする監査制度をこの中に織り込んでいただけたらと思

います。しかし、この制度を商法の中に取り入れることには、監査役制度との調整、株式会社の資本金額の制限等幾多関連する事項の解決を必要といたしまして、立法技術上からも、今直ちに本案の改正に織り込むことは困難な事情もあると思われますが、できるだけ早く、次回の改正におきまして、公認会計士監査、つまり外部監査の実施につきまして適当な措置をとられんことを切望するものでござい

ます。以上で私の意見を終わります。○委員長(松野孝一君) ありがとうございます。以上で参考人の方々の陳述は終了いたしました。これより参考人に対する質疑を行ないます。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○亀田得治君 三人の方々から、たいへん専門的な、大事なポイントについての御教示を受けたわけですが、まあ私たちもなかなかこういう方面には暗いわけでした、あるいは質問がたいへんわかりきったことじゃないかという若干のことになるかもしれないと思いたいと思ひます。

最初に、鈴木さんにお尋ねいたしましたのは、貸借対照表の公告の問題であります。御説明がございましたように、登記所に提出をする、一般の人がいつでも見れるようにする、現在の制度であります。新聞などよりかなり見過ごしておるとわからぬ、こういうわけでした、これを改めるといふ点は確かに必要だ

し、また、法制審議会でもそういうふうな結論であつたやうであります。ところが、何か法務当局と折衝をされたのであります。予算措置等が急につけにくいといったやうなことで、このことが法案になつてこなかったやうであります。これは、次の国会あたりには必ずこの点は改正するといったやうなことにでもなつておるのかどうか、その辺のいきさつをもう少し御説明をいただきたいと思ひます。

それと、もう一つは、そういう登記所に提出をして閲覧をせよというところであれば、現在の新聞等に公告する、あんなことはほとんど要らないやうになると思ひますが、やはりそういうことも残しておくといったやうなことになるのかどうか。また、その辺についての諸外国の最近の実例はどのやうになつておるのかという、その点についてお話をいたしたい。

それからもう一つは、これは全般的な問題だと思ひますが、現在の法制審議会の機構がどうも立案機関としては不徹底だと、こういう御指摘があつたわけですが、これは、私たちとしても、商法だけじゃないに、いろんな点で大事な問題点の一つだらうと思ひます。どういふふうなやうな立案機関といふものがいいのか、こういう点について

て具体的な、もう少しざつとくばらんな御意見を聞かしてもらいたいと思ひます。まあ私の見解では、ちよつと今の法制審議会というのとは時間がかかり過ぎるやうにも思ひますが、しかし、それだけに、いろんな専門家の方が長時間かけてやつておるものから、その過程において、いろんな方面の意見が入つてくる、この時間というものは、ある意味では相当値打ちがあるんじゃないかという感じもいたしてあります。どうしても、専門的にだれかがやるとなると、やはりこの視野がややもすると小さくなつたり、そして専門的にやるものから、どうしても自分の意見、考え方、主観にこだわります。といったやうなこともあつたりいたしまして、そこら辺、私たちもどういふものがいいのか、こういう機会を聞かしてほしい。全部一通り私の疑問を申し上げました。

それから番場先生は、会計の専門家でおられるやうですので、ちよつとこまかいことを質問いたしますが、今度新たに引当金というものが正式に貸借対照表の中に載つてくる。こういうことが法律上認められるわけですが、この改正案の程度の表現の仕方では、たして適正なかどうかですね。まあ引当金自体がいろんな種類のものが考えられるわけですから、そう特定の書くわけにもいかないかもしないわけですが、しかし、大よそ普通考えられるものはむしろ例示的にでも書いたほうがいいんじゃないかといったやうな感じがするわけでは、あまりどういふものがルールに使われるというこ

とになりまして、また問題が多少別

五

第三部 法務委員会会議録第十八号

昭和三十七年四月四日【参議院】

個の角度から起こるんじゃないかというふうな気持ちがあるのでお聞きするわけです。それからなお、「特定ノ支出又ハ損失」といふ言っているのですが、この特定といふたようなことも、この程度の表現でいいのかわかりかね。それからもう一点は、流動資産の評価のところ、一項と二項とありまして、第一項が強行的な規定になっております。ただし書きのほうですね。したがって、一項では著しく低いとき、二項では低いとき、こうなっておりますが、一項が強行規定であるだけに、その限界が間違えたり、やはり違法といふことになるわけですね。ちよつと会社によつて非常なアンバランスができたようなことも考えられますが、しかしまあ法律の表現としてはこれは仕方がないんだというふうなことも考えられるわけですが、そこら辺のところをもうちよつと会計学の立場から……

それから辻先生に。先ほど先生が御指摘になりました、計算上の資産とか、負債とか、こういつたようなものが今回大きく認められてきた、これは非常に現状に合ふいい点だといふことを強調されたわけですが、それだけに、会社内部における扱い方が非常なアンバランスが生ずることも考えられる。しかし、そういうことがあるから、公認会計士制度とか、こういうものの改正なり、保証ですね、そういう点についてのしつかりした制度があるんだというふうな話があったわけですが、そのとおりだと思いますが、しかし公認会計士の人の意見自身の中でも相当な開きが出てくるんじゃないかというふうなことが心配されるわけ

ですが、いやそんなことは心配要らぬのだ、大体公認会計士の中で、そういう点は一定の水準というものが出てきておるから、そこへまかせればいいということなら、それでもいいわけですが、そこら辺のところをもう少し御説明をいただきたいと思ひます。

○参考人(鈴木竹雄君) ただいま御質問がございました第一の計算書類の公告の問題でございまして、これは実は私法制審議会の商法部の部長をしておりますので、法制審議会の商法部とこの問題につきまして審議をいたしました結果、先ほど申し上げましたような要綱を作成したのでございまして、やはり登記所の整備についての予算といふものは直ちに認めがたいといふたようなことと——言つては語弊がございまして、物的設備のほうは出してもよろしい、しかし人的設備は出せないというふうなお話だったと私は仄聞しております。その結果、とにかく人手が足りなくてはどうにもできませんので、一方、この商法の改正案にございまして、登記をできるだけ簡素化したしまして、その人手を分けることも、何とかしたいと思つたわけでございまして、それでもやはり、これをやるとなれば、人はどうしても要るといふことになりまして、それではできないというふうなことで、できない形のもの法律の中に入れるというふうなことはやはり困難であるといふことから、今度は落としたというふうな聞いておるのでございまして。この法制審議会の要綱の附帯決議のところ、できるだけ早い機会にこれを実施してほしいといふことは、そういう立

場におきまして法務当局にぜひ努力してほしいといふことをお願いをしたような形でございますが、一体来年になつたらそれができるものかどうか、そういうことも、おそらく法務当局といへども確信は持つておられないだろうと思ひますが、私といたしましては、法務当局も大いに折衝していただきたいと思ひますし、また、そういう形になりました場合には、国会におかれまして、十二分の御理解を持つていただきたいといふことを考えましたために、先ほどのようなことを申し上げた次第でございまして。

なお、その点につきましては、御列席の法務当局の方から直接お聞き遊ばしたほうが、なお正確であらうかと存じます。

それからなお、公告、公示につきまして、登記所に提出してファイルするというところになつたら、今の公告はどうするのだというふうなお話でございしましたが、これにつきましては、いろいろの考え方がございまして、やはり大きな会社——その大きいという点をどこに置くかの問題でございまして、たとえば、資本金五千万円以上とするか、一億円以上とするか、論がございまして、やはり、かりに五千万円以上の会社といふものは、やはり登記所へ出すだけでなくて、印刷物に載つて、みんながいつでも見れるような形のものにするといふことが必要だろうと私は考えております。その場合に、一体そのやり方で今の官報が新聞紙をそれぞれ会社が自由に選んで載せればいいというふうな形にすべきかどうか、それも相当問題でございまして、これはまだ法制審議会としての結論が

出ているわけではございませんけれども、私だけの考え方を申せば、やはり一つの特定の刊行物というふうなものが出来まして、それに載るというふうなことが、一番確実に見る方ができる方法ではないかというふうな感じを持っております。ただ、官報のようのものでございまして、これはもう見られなくなりましたので、官報とは違つたような、何かそういう会社公報的なものができたらいけないかといふところを私個人としては考えております。しかし、法制審議会の議としてそういうふうなものが有力であるかどうかといふようなことは、私としてここで申し上げることはできません。

なお、外国の公告についての様子はどうなっているかというふうなことでございまして、新聞に公告をさせるといふふうな例はないやうでございまして、あるいはイギリスなどでは官庁へ提出をさせるとか、ドイツでは登記所に提出させるとか、あるいは会社公報に載せるとか、こういうふうな場合でも、ドイツなどではやはり資本金の制限がございまして、先ほど辻参考人からのお話がありました、株式会社の最低資本金といふものを制限して、言いかえれば、小さな株式会社はないという建前のもとでやっておりますので、先ほど申し上げましたように、日本で、将来の問題としても、全部の会社について公告を要求するか、ある規模以上のものだけ要求するか、こういう問題になつてくるわけでございます。

それから法制審議会でございますが、もちろん、先ほどお話もございましたように、各方面の方が入つてい

というところに非常な長所がございまして。しかし、先ほど申し上げましたように、やはりそれぞれの仕事を持った方がお集まりになるわけですから、どんなことをしても月に何回というふうな形で、そして常任坐臥その問題を考へていただくというわけにはいかないわけ、お集まりになつたときに、言いかえれば、持ち合わせの知識——もちろん相当な方ばかりでございまして、持ち合わせの知識といつても相当のものでございまして、それをその場で働かせてお考えになることも十分値打はあるわけでございますけれども、何と申しまして、そういう形でやつて参りましたのでは、とにかく非常に時間がかかるわけでございます。したがつて、やはり一つの立法機構といふふうなものがありませんと、いわゆる六法と言つていけるような大典になりまして、とりてこれはいつてできるかわからないようなことではないかと存じます。私も常々考えておりますことは、實際自分もいふんこの問題については、関心を持ち、何とかしなければならぬ責任を学問的な立場から感じていられるわけでございますけれども、一体株式会社法といふふうなものが全般にわたつて再検討され、改正が行なわれるといふのはいつのことなんだろうかといふことを考えますと、これはもうとても予想がつかない。言いかえれば、私が働ける間にはできないのじゃないかという感じを持つわけでございます。したがつて、やはり優秀な陣容といふものが整いました機構といふものができなければならぬ。そこには、もちろん人数が少なくても困りますから、相当の人数がおつて、そうし

て、先ほど御懸念がありましたように、その人たちが自分たちの見解だけでやらないように、調査もするし、出かけて行っていろいろな意見を聞いてくるというようなこともやるし、またでき上がったものはどんな公表いたしまして、それに対して批判を仰いでいくというふうな形をとっていくならば、そうした片寄った意見でやらないで済むというふうなことになるのじゃないか、こういうふうな考え方を私としては大体持つております。そういうものができまことを希望をする。ただしこれは、そういうものができるとなつたところで、その陣容をどうするのだということになる、なかなか実際にほむかしい問題もございまして、よほど給与をよくしていただいてお迎えにならなければ、とうてい優秀な人たちをこへそえるというふうなことは困難だろうとは思いますが、そういうふうな配慮もしていただいた上での機構というふうなものができるとか、どうして望ましいのじゃないかというのを考えるわけです。

○参考人(審判部第一郎) 引当金があり野放しであるという御質問であります。これは、条文の中に列挙をすれば、ある程度列挙も可能だと思ひます。しかし、「特定」というふうな文句を置きまして、その引当金が、会計目的といふか、損益計算といふ目的にとりまして合目的な引当金である——引当金といふものと未払金といふものとは紙一重の差であります。未払金のほうは、まあ法律的に申しますと、債権債務の関係が確立しておるという未払いなのであります。引当金のほうは、まだその段階に至っていない、しかし損益計算をやる必要上未

払金のものを計上する必要があるのじゃないか、費用を立てませんと損益計算といふものが合理的でなくなるという意味で、いずれ未払金になるものを事前に計上すると、これが引当金の性格なんでありまして、そこで、列挙をいたしますと、具体的な場合に何か漏れるという可能性もあるわけでありまして、その漏れる辺につきましては、どうしても会計専門家の適正な判断でもって引当金を計上するかいなかということを決定すべきである、こう考えます。たとえば、会計専門家として公認会計士といふものがありまして、それから大きな会社では、相当の会計専門家が会社の経理部にいるということでありまして、専門家の適正な判断で引当金を設定するということを決すべきであります。利益操作の意味でいかげん引当金をどこか設けるとか、あるいは不景気のときには引当金を設ける程度を少なくするとかというふうなことをしてはいけないうこととは、もうもろもろのことでありまして、そこで、いかげんなことをさせないという意味で、ひとつ大きな会計原則の線に沿つて引当金を設定せよとか、あるいは資産の評価は会計原則の線に沿つて行なえというふうな、大きな根本規定を一つ置くことが必要でないか、こう考えるわけです。

それから、流動資産の第一項でありますけれども、時価の低落が著しいかいな、この判断が人によって違ひ可能な性も生じてくると思ひます。著しい時価低落と著しくないやつをどの辺で見分けるか、そこがまた一つの判断の問題でございまして、むずかしいと思ひます。それから、時価が回復するかいなか、この見通しも非常にむずかしいと思ひます。そこで、こういう規定はできておりますけれども、この実行、実際の適用という段階になりますと、非常にむずかしい問題になるのではないかと、こう考えます。したがって、評価を下げなくてもいい、ある程度配当の抑制をするというふうな線でいくほうがベターではないか、こう考えます。

○参考人(辻真君) 御質問でございます。た点を、ちよつと裏側から考えてみますと、この改正案によりまして一つの計算のやり方がきまつても、会社側のいろいろな意見があるし、それによつて扱い方が違つてくる面が出るのじゃないか、かりに公認会計士に監査をさせてみても、公認会計士の中でも同じようなことがあるのじゃないか、こういうふうな御趣旨だと思ひます。たとえば、一つの例をいたしまして、試験研究費といふものを考えてみますと、これは抽象的に試験研究費と考へられるものであつて、具体的にその中に入れるものは、これは非常にまちまちでございまして、問題が多いと思ひます。そこで、会社の考え方によりまして、試験研究費の中に入れるものと入れないものとを区分が必ずしも明確でないものだから、会社が恣意的に試験研究費として入れて繰り延べをする、こういうことも考えられるわけでございます。これをもうちよつと具体的に申しますと、かりに、当期の費用に落とすべきものも、当期の利益が少なから、一べん試験研究費の中に入れておいて、試験研究費の中に入れておけば五年間のなしくずしで償却すれば

いいのだからということで、試験研究費の中に繰り込む、逆に、当期は利益が予想以上に上つたから、本来試験研究費であるものだけれども、その年度の費用に全額落としてしまふというふうな、恣意的な考え方が会社で行なわれ得る形でございます。そこで、公認会計士の監査を受けたならば、そういうことはどうなるのかというのが、次の問題でございます。公認会計士でございまして、それは意見の分かれる場合もあり得るだらうとは思ひますが、少なくとも、公認会計士といふものは、会社と利害関係のない、独立不偏の立場にあるものという、この基本的な立場がございまして、そうして、公認会計士の監査は、企業会計原則のとおり会社の経理が行なわれているかどうかというところを見るのが主眼でございまして、そうして、監査のやり方といたしましては、企業会計審議会から公表されております監査基準という一つの基準がございまして、それを忠実に執行して、記憶願ひたいと思ひます。一番御記憶願ひたいと思ひますことは、会社に全然利害関係のない、利害関係があつては監査をすることができないという公認会計士法の規定でございまして、全然関係のない独立不偏の立場という立場を持つてゐる公認会計士が監査をするというところが一番重点でございまして、したがつて、いろいろ公認会計士の中でも考え方が違ひかもしれません。少なくとも、会社の考えのようない恣意的に流れるおそれはないというところでございまして。

○龜田得治君 大体了解いたしました。最初の貸借対照表の登記所への提出の制度、こういう点は法制審議会等

でもきつと意見が統一されたのであれば、むしろこの法律だけは作っておきまして、ただこのためには、国だけじゃなしに、会社自体にも協力をせなくちゃいかぬ。現在の公告制度のうちに、まるつきり有名無実、こういうたことになつては、これまたたいへんみづもないわけでありまして、だから、そういう国のほうの受け入れ準備があるとしても、現在の公告制度から見ますと、一年なり、相当の実施上の猶予期間を置いて、その間に十分法律が改正になつたことを知らしめていくということが、この法律の完全実施のために必要じゃないか。だから、ちよつとそういう点もあるわけですから、むしろ法律自体としても、この条文の施行だけは特に附則で延ばしていきまして、法律自身は立法していいんじゃないか、こういう感じを持つわけですが、そのことは、単に国の準備だけじゃなしに、一般の株式会社の立場からいつても、そうしたほうが客観的にいいんじゃないか、実情からいって。これは、辻さんがいろいろ実務にタッチされておられるでしょうから、そういう点もひとつ実際の立場からお聞きしてみたいと思ひます。そうしませんと、登記制度を、たとえば来年から来年度立法化するという場合に、実務関係のほうから急にやられては、やはり混乱もするし、混乱させないと思ひます。有名無実になるおそれがあるというふうなことで、延ばされるのであれば、むしろ早い目に立法だけはして、早く世間に知らす、こういうことでいいんじゃないかと思ひますが、そこら辺の感じをひとつ承りたいと思ひます。

○龜田得治君 大体了解いたしました。最初の貸借対照表の登記所への提出の制度、こういう点は法制審議会等

それからもう一つは、今度合併の際における債権者の異議の申し立て、これも現行法二月と一カ月のを一カ月にしたのですが、特に二カ月を一カ月にしなければならぬというほどのことでもないのじゃないかというふうに思うのですが、これが現行法が六カ月とかいったような期間である、ちよつと長過ぎるという感じもしますが、一カ月に幾分縮めるといったようなことが、もう少しほかの部分の改正等もあるようですから、この際はそこまでやらぬでいいじゃないか。それで、決してそんな迷惑を受けるものはないだろうというふうにお考えかどうか、その辺も実情から。

もう一つ、総会に提出すべき計算書類の中から財産目録を省いたわけですね。しかし、総会の前に財産目録を会社自体としては作るわけですから、したがって、印刷の部数が多くなるといふだけの違いじゃないかと思うのでして、こういうものもやはり、株主の中には、自分たちもほしいという人たちが相当あるんじゃないか。おそろくそんなものを見ない人も相当あるだろうけれども、やはり関心を持って見る人もあるのじゃないか。会社へ行けば見れるわけですが、自分の手元の一つ置いておきたいというよりな人もあるのじゃないかと思うわけでして、出席した株主くらいには全部配付できるというくらいにしておくべきじゃないかと思うのですが、どんなものでしょう。三つひとつ。

○参考人(辻真君) 今の公告制度にかえまして、登記所へ届出をして、そうしてファイルされていくという、会社側の手続から考えますれば、これは会社は非常に助かると思います。と申しますのは、御承知のとおり、官報へ公告したり、日刊紙に公告いたしますれば、これまた、官報は非常に原稿が幅狭いので、原稿を持って参りまして、実際はなかなか出して下さらないというところが一つございまして、それから日刊紙は、これまた、非常に費用がかさみ、高いものでございまして、現状から申しますと、できるだけ行数を少なくして費用を安く上げたために、総会で承認を受けた貸借対照表の形でなく、それをさらに要約いたしました形がたくさん出ております。これが法律上いいかどうかというところは、ちよつと疑問でございまして、そういう実情になっております。そういう実情になっております。手数料もかかりますし、費用もかかっております。大きな会社は別でございまして、今の株式会社は小さいものがたくさんございまして、自然公告を出さないというところがおそろく大部分になってしまっているのじゃないか。

○亀田得治君 そうすると、会社自体の負担にならないということですね、登記制度にしても。

○参考人(辻真君) 登記制度にすれば、会社側は非常に助かるということでありまして、それから、第二点の債権届出の期間でございまして、これはちよつと私よくわからないことでありますが、一カ月にいたしまして、もうちろん支障がないと思いますが、一カ月にしたほうがいいというところは、ちよつと私にはわかりません。一カ月にしても、届出のほうの手続にはさしたるつかえがない、支障は来ないと思ひます。

それから財産目録は、これは非常に問題でございまして、現状を申し上げますと、本来の財産目録というのが総会にかかっているという例はないと思ひます。と申しますのは、財産目録は、資産、負債その他を個々に列記いたさなければならぬので、非常に大部なものになります。ところで、現行商法では、財産目録を総会に出さなければならぬとありますが、総会に提出された原案を見ますと、貸借対照表資産の部に同じとか、貸借対照表から資本の部を除いたものに同じとか、はなはだしいのは、財産目録を省略するということより、なことが書いてございまして、これは、財産目録というのを総会に提出しないほうが、会社のために手数料が省けますし、非常にいい改正じゃないかと考へます。

○亀田得治君 合併の際における債権者の異議申し立てについて、お答えが多少不明確であつたわけですが、鈴木先生は法制審議会でもいろいろに改正されたわけですが、これはどうしてもしようふにしなければならぬということですか。

○参考人(鈴木竹雄君) 合併というのは、現在の商法の規定でございまして、非常に時間がかかるものでございまして、それで、今の債権者に対する異議もございまして、それから合併手続をいたしますとなおたいへんになる、大体半年やそこらではなかなかできない、八カ月ぐらいかかるという例もございまして、とにかく一ぺん合併しようというところになって、私がかりに隣りの会社に入るといふことになったら、ちよつと宙ぶらりんのものでもございまして、これはなるべく早く片づけたければ、一緒にいるならば早くなつてしまわないと、商売をするのに、吸収しても困るのです。だから、なるべく早くしたいというところは、これは一致した希望だろつと思ひます。ただ、そのために債権者なり株主なりの利益をひどく害しては困るということもございまして、しかし、先ほど辻参考人も言われましたように、これを短くしたからといって、おそろく害されるということはないだろうと思ひます。むしろ、あんまり長い、かえつて忘れちゃうといったようなところもあるかもしれないくらいのこと、適當なところで却つて早くしたほうがすべてのために工合がいいと、そういう意味から変えたのでございまして。

○亀田得治君 どうもありがとうございます。

○赤松常子君 ちよつと簡単に二、三點教えていただきたいと思ひます。私はもとにしつろつとでございまして、私なかなか、こういう会社の経理、あるいはこういう問題に対して、まことに知らないことはかりでございまして、一番私どもがこういう問題について関心を持っていますのは、非常に一般が、会社の発表する経理内容と申しまして、うか、そういうものに不信を抱いているんじゃないかと、こう思ふのです。たとえば、私どもがそういう問題に関連いたしますのは、従業員の賃金値上げの問題が起きた場合に、会社はあまり出したがらない。純益がないんだ、最初でそう申しておりますが、証拠を見せてほしいと言つと、帳簿を見せられる。けれども、しつろつとは、そういう複雑な数値になると、また専門的な経理の内容を読み取るほど知識を持っ

ておりません。そういう場合に、私非常にいい意見を伺ひましたのは、外部からの監査の証明というものがはっきりあれば、これは信用できると思ひます。普通一般に言われておりますことは、会社というものは、その経理内容は、株主向けの経理内容を一冊持っている、従業員向けの経理内容を一冊持っている。二つも三つも帳簿を持て、そのときどきに都合のいいような説明をしているというのを私ども聞かされるのであります。それで、今、内部だけの監査でなくて、外部から公認的なものの専門監査を受けたものが出されるとなると、私どももなるほど納得いくのでございまして。こういう監査制度の必要性というものが、法制審議会でも取り上げられたのでございまして、さうか。辻参考人は、こゝまでこの改正が及ばなかったことは非常に遺憾だとおっしゃつております。法制審議会の討議がなされたのでございまして、か。鈴木参考人から御意見を伺ひたいと思ひます。

○参考人(鈴木竹雄君) ただいま出されております改正案というものは、計算規定の内容の面を中心とするものでございまして、このほかいろいろ問題が連なつていられるわけでもございまして、それはまた、ただいまの監査というふうな問題がなつておるのでございまして、しかし、監査という問題は、やはり会社の機関の問題になつて参りますと、一体株式会社における株主総会はどうするんだ、取締役はどうするんだ、監査役というものはそれとどういふ関係になるのかという、非常に大きな問題になるわけでもございま

す。実は、この計算規定の問題に入り
ます前に、株式会社の問題に私
ども取り組んだのでございますが、こ
うなつて参りますと、いろいろの方
考え方が非常に変わつておりまして、
なかなか意見の一致を見ることがで
きなかつた。つまり、それぞれの方々の
おっしゃることにも、それぞれの理由
がございまして。しかし、何とかして妥
協の線を考えたいと思つたんですが、
急にはそれがつきませんものでしたの
で、それとにか、この問題を一べ
ん——先ほどのお話がございましてよ
うに、会計の実際と商法と違つておつ
て、どちらかといえば企業会計原則で
認めているのだ、財務諸表規則で認め
ているのだ、商法で認められてなくて
そんなものは知らぬという形で突っ
走つていくことについては、商法の立
場として一体どうこれを考えるのか、ど
ういう態度をとるかというのをまず
きめる必要があるし、これならば簡単
にいくだろうと考えたわけなんです。
それがやはり四年間かかったもので、私
は非常に慨嘆にたえないというのを
中し上げたのですが、したがって、こ
のあとにすぐ続いて出て参ります問題
は、今申しました監査の問題をどうす
るか。一体監査役という制度は、今の
ような会計に關するただ権限だけ持っ
たものでないだろうか。それとも、業
務全般について監督をする権限という
ものをもつと強いものにしていく必要
があるのではないか。その監査役と今
度公認会計士との問題をどうするかと
いう非常にむずかしい問題がございま
すので、これもやらなければならぬ
わけがございまして。それとともに、先
ほどお話のありました公告の問題と

か、あるいはなお、これに漏れました
株式の譲渡の方式をどうするか、つま
り、今ありますような裏書きをしない
でただ渡せばいいという形にしたほう
がいいのか、あるいは新株引き受けの
譲渡を認めるのがいいかという、非常
に差し迫つたいろいろな問題がござい
ますので、一体どれからどう片づけて
いくのかという今後の問題になると思
うのでございまして、私の大体的感じ
といたしましては、今まで商法という
ものは、五年に一度とか六年に一度と
かいような形でもって改正案が出て
おる形でございましてけれども、いいほ
ろによく直すというものでしたたら、案
がまとまらなかつたらと直していく以
外に方法はないんじゃないか。そのた
めには、毎年御審議を願ふという形、
あるいは政府のほうからすれば、立案
をしていただくということになつても
いいんじゃないか。何も、法典だから
といつて、そんなに数年に一回という
ことにいたしましたんで、それこそい
ものができたらと直していただくとい
うことをやらなければ、これはとて
も追つつかないという感じがしておる
のでございまして、ただいまの御質問
に参りますように、その問題につきま
しても、やはり法制審議会としては一
応やつたんですが、うまくいかなかつ
たので、横へそれましたけれども、も
う一回それに帰つていくというのを
しなければならぬと感じております。
○委員長(松野孝一君) 他に御質疑も
ございませうです。で、参考人各
位に対する質疑はこれをもって終了し
たします。

午後一時三十分まで休憩いたしま
す。

午後一時四十五分開会

○委員長(松野孝一君) ただいまから
法務委員会を開会いたします。

午前中に引き続き、商法の一部を改正
する法律案を議題といたします。
これより質疑に入ります。ただいま
出席中の政府側は、平賀民事局長、上
田民事局参事官の諸君であります。御
質疑のあり方は、順次御発言下さ
い。

○井川伊平君 お伺いいたしますが、
主として株式会社の計算關係その他
二、三の点につきましてお伺いたし
ます。

法案の二百八十五条ノ二、流動資産
の評価の問題、これについてお伺い
いたします。法案の二百八十五条ノ二
の規定で、流動資産といたすのは、固定
資産、金銭債権、社債、株式、こうい
うものを除いた資産を指さすものと思
われ、いわゆるたなおろし資産を意味
するようになつておるが、そうである
とするならば、たなおろし資産という
言葉を用いないで、特に流動資産とい
うことにいたしましたについては、何
か理由があるのでしょうか、お伺い
いたします。

○政府委員(平賀健太君) ただいま井
川委員仰せのとおり、いわゆるたなお
ろし資産のことをここでいっておるわ
けであります。たなおろし資産とい
う用語は、会計の実務なんかでは使わ
れておりますけれども、まだ法律用語
としては熟していないのではないかと、
ことに、商法の総則の規定、三十三
条、三十四条なんかにおきましては、
どうもこういう用語が出ておりません
關係で、商法の条文の中にいきなり出
すといふことをちやうちよいしたわ
けでございまして。ただし、流動資産と申
しますと、非常に範圍が廣いございま
して、株式とか債券なんかでも流動
資産の性質を持つたものもございま
すので、そういうものを含むかのような
誤解を招くおそれもないのではないの
でございまして、今度の改正案では、金
銭債権とか、株式、社債なんかにつ
きましては、それぞれ特別の規定を置
いておられます關係で、この二百八十五
条ノ二にいうところの流動資産の中に
は、そういうものを除いたものという趣
旨がはつきり出るのはないかと、結局
いわゆるたなおろし資産をさすのだと
いうことがはつきり出るだろうという
ことで、流動資産という字句を使つた
次第でございまして。

○井川伊平君 同じ条文のうちで、第
一項のただし書に、「時価が取得価額
又ハ製作価額ヨリ著シク低キトキハ」
と、こうございまして、この著しく低
いというようなことは、非常に抽象的
でありまして、わかりにくい。取得価
額、製作価額の何割安くなるのかとい
うようなならばはつきりしますが、
「著シク」という言葉は非常にわかりに
くい言葉であります。これはどの程

度安くなれば著しく安くなった、低く
なつたと言えるのか。基本的に考える
標準といつたようなものがあると思
は、お示しを願ひたいと、こう思いま
す。
○政府委員(平賀健太君) この「著シ
ク低キトキ」という用語につきまして
は、私もどうもいふことができません
井川委員の仰せのような事情を考慮
いたしました。もつと具体的にできな
いものかと思ひまして、いろいろ工夫
したのでございましてけれども、どうも
数量的に、たとえは何分という割合に
どうもいふことができません。やは
り、たなおろし資産の種類によりまし
て、通常の価値といふものが、非常に
幅の広いものもございまして、狭いも
のもございまして、いろいろさまざま
でございまして、どうも何分という工
合に数量的にこれを明示するといふこ
とが非常に困難だと思はれるのでござ
います。そういう關係で、非常に抽象
的な用語を使ひましたけれども、趣旨
がはつきり出るところは、要するに、その流
動資産の通常の価値をこえる価額の下
落があつた場合、言いかえまして、そ
ういうことにならうかと思ひます。と
いいます。これは、言葉自体は非常に抽
象的でございまして、健全な常識で判断
すれば、實際問題としてはさほどむず
かしい問題ではないだろうというふう
に考えられる次第でございまして。
○井川伊平君 同じただし書きの「取
得価額又ハ製作価額迄回復スルヲ認
メラル場合ヲ除クノ外」、この「回復ス
ルヲ認メラル」、裏を返せば、回復
しないと思はれるといふことにもなり
ましようが、そういう見方は、会社な

り担当者なりの主観でいいものか、あるいは何か客観的な標準があるものか、さらに、この回復する期間というのが、会社の次の決算期までとかいつたような目安があるのか、あるいは半年、一年たつてもいいような見方なのか、何らかそこに目安になる時間的な標準がないと、非常にわかりにくい言葉でございしますが、これについて何かの基準となるべき考え方があるのかとすれば、承つておきたいと思ひます。

○政府委員(平賀健太君) この回復するとは認められるかどうか。これは、実際問題としては、経営者が判断するということになるわけでございますけれども、ただ、経営者が主観的にそう判断したということではなしに、やはり客観性がなくてはならぬ。だがが見ても、普通の常識でもって判断すれば、そう認められるという場合であることが必要であると思ひます。

それから、一体いつまでに回復すると認められるか、時期というものの目安がなくちゃいけないのではないかと。これも、お説のとおりでございますが、これはたなおし資産の種類によりまして違つてくるかと思ひます。でございますが、通常の企業の過程においてそのたなおし資産が処分されるであろう予定の時期、まあ普通の商品なんかでございしますと、次の期なんかには処分される予定のものが非常に多いと思ひますが、ものによりましては、やはり二年後、三年後処分される予定のものもこれはあり得るわけでございます。して、通常の企業の過程におきましてそれが処分されるであろう予定の時期

ということにならうかと思ひます。でございます。

○井川伊平君 先ほどの著しいと認められる場合、あるいは回復するかいなかとこの判断をする場合、非常にこれは見る人の主観、あるいは、別に法的に基準が示されていないけれども、何か客観によらなければならぬ、いろいろむずかしい問題がありまして、こうした問題については、午前中の参考人の辻さんがいろいろお話しになつておりましたが、こういうことの判断を、会社の従業員、あるいは会社の担当者、そういう者の判断だけできめるのはなしに、会社に直接の利害のない者が専門的な知識をもつて見た場合に、今の通常の世間の見方として、これらは著しく安い、これらは回復しないと思ひべきだと、こういうふうにするれば、ここにおのずから専門家の意見によつて大抵統一されてくるだろうと考へられる。なお、こうした問題につきましても、他に幾つもの例がある。この改正条文中にもたくさん例があるとお存じますが、かような意味合いにおきまして、何らか考へておられる点がありますか、ありましたら承つておきたいと思ひます。

○政府委員(平賀健太君) ただいまの点、非常にごもっともでございます。して、今度の計算関係の規定、現行法でもその問題があるわけでございますが、株式会社の計算関係の規定が、この案のように非常に詳細になる。しかも、ただいま御指摘のように、「著しく」とか、あるいは「回復フルト認められ」とか、あるいは「相当」とか、相当の償却」とか——「相当」というふうな文句が出て参ります。かなり一般条項的

な、抽象的な用語が用いられておりまして、この計算規定がほんとうに確實に守られるという何らかの保証が要るのではないかと。それを担保するものが考えられなくちゃならぬということ、は、当然なのであります。現行法の建前からいいますと、監査役というものがあつて、それから総会においてこれを審査する株主がいる、あるいは場合にによりましては、裁判所に検査役の選任を請求しまして、検査役の検査を求め、そういうような制度が現行法でもございしますけれども、必ずしもこれが運用がうまくいっているとは限らない。そこで考えられますのが、公認会計士の監査というものを要件にしたかどうか。たとえば、総会にこの計算書類を提出いたします前に公認会計士の監査を受けて、その監査証明というものをうけて総会に提出することにしてはどうかという問題が、これは当然出てくるわけでございます。ところが、この公認会計士の制度につきましても、実はいろいろ問題がございまして、監査をする人は、どうしてもやはり、会社と利害関係のない公正な第三者といふことにならなくちゃならぬわけでございますが、現在の制度のもとにおきましても、やはり、公認会計士が会社の経理を監査しますには、会社から報酬を受けてやるわけでございます。その関係は、あたかも弁護士が依頼先から依頼を受けて事件を処理するのと似たような関係にある。やはり会社と利害共通する面がその面では出てくるのではないかと。公認会計士というものに、ほんとうに厳正な中立的な第三者の立場による監査というものを果たして完全に要求できるであらうか。それ

からさらにまた、御承知のとおり、現在動いております株式会社というものが、二十数万、三十万前後くらい全国にあるわけ、非常に規模の大きいものから、小さいのになりますと、個人企業とあまり変わらないような、実質的には個人企業と変わらないような、そういう小株式会社というものもある。そういうようなものにまでやはり公認会計士の監査を要求することは、はたして適当であらうか、そういうような問題が実はございまして、その点、計算規定をせつかく改正しまして、これが守られるという実質的な担保が実はほしいわけでございますが、公認会計士の問題につきましても、やはりなお問題がございまして、この点は後日さらに引き続いて検討するということ、今回の改正にはその点は織り込んでいないのでございします。それで、これは、この改正案が御承認いただけたらならば、さらに引き続いてこれらの問題は今後の課題として検討いたしたいと、そういうふうに考へておる次第でございます。

○井川伊平君 二百八十五条ノ二の一項のただし書き、あるいは第二項によりまして、取得価額、製作価額以外の価額をもちまして計算をしないのは、何となく、そういうような場合におきまして、何か法的な規制を財務諸表上に設けることが必要ではないか。たとえば、二百八十七条ノ二の二項を見ますと、「其ノ理由ヲ損益計算書ニ記載スルコトヲ要ス」といふような規制があるわけですね。で、その規制と同様というわけではないが、何らかの規制を設ける必要があるのではないかと、この点はいかがでございますか。

○政府委員(平賀健太君) その点ももつともでございますが、この法律案の中にはその点を明示してありませんが、実は、この貸借対照表、損益計算書の様式、これは商法の施行法でもちまして省令に委任をしております。して、その省令の中で様式を規定いたしますので、その中でこの点を明らかにしたいと、たとえば原価によらずに時価によつたという場合には、時価によつたという旨を注記させる。それから二百八十五条ノ二の一項のただし書きの関係でございますと、時価が著しく下がつたにかかわらずなお原価によつたという場合でありまして、これは、価額の回復が可能と認められるので、原価によつたという工合に、その理由を貸借対照表に注記をさせまして、この点を明らかにしたい、そういうふう

に考へておる次第でございます。

○井川伊平君 次は、固定資産の評価に關しまして、法案の二百八十五条ノ三についてお伺ひいたします。これの一項によりまして、「固定資産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ附シ毎決算期ニ相当ノ償却ヲ為スコトヲ要ス」と、「相当ノ償却」といふのは、これも非常に抽象的でありまして、どれだけが「相当」であるか、理解しにくい。それで、その固定資産の種類等によりまして、使用の年限というものが大かたものによつてはきまるのだらうとお存じますが、何らか、それに関連をしまして、使用に耐えられる期間から割り出して、相当の償却をする金額というものを計算する方法を明示することが親切ではないかというふうなふうにも考へられますが、そういうことがないこの法案につきまして

は、どういふように考えたらいいか、基準をお示し願いたいと思ひます。

○政府委員(平賀健太君) この「相当ノ償却」と申しますのは、ただいま井川委員仰せになりましたように、企業会計の理論で申しておりますところの固定資産の減価償却のことをいいた

わけでございます。減価償却といふのは、御承知のとおり、会計の理論では、定額法とか定率法とか、いろいろ方法があるわけでございます。そういう一定の方法によりまして規則的に償却をしていく、しかも、これは個々の固定資産につきまして耐用年数といふものを定めまして、その耐用期間にお

きまして定額あるいは定率的に償却をしていく、それが減価償却なのでござ

います。その減価償却をやらずに、はならないといふことを「相当ノ償却」といふふうに申したわけでございま

す。この耐用年数の定め方なんかにつ

きましては、これは、たとえば法人税法の施行規則なんかでは、税法の立場から耐用年数が定めてござい

ますが、ただ、商法の規定といたしましては、法人税法なんか

に規定しておりますが、そういう具体的な数字まで出して、これを画一

化するということは、これは非常に困難でございます。やはり固定資産の

種類、それから企業の種類なんかによ

りまして、同じようなものでもやはり耐用年数が違ふということがあります。と考

えられますので、商法の規定とい

は、非常に抽象的でございます。す

なすけれども、「相当ノ償却」とい

ふにいたしまして、あとは会計の理論

並びに実務で合理的と認められるこ

とに依つてやつてもらうと、相当こ

れ幅を持たせたわけでござい

ます。あとは要するに健全な申すか、合

理的な会計の理論及び実務というもの

にまかせる、そういう趣旨なん

でございます。

○井川伊平君 「相当」とい

ふ言葉が、この会社の計算の表を作る人なり、あ

るいは会社のその仕事を担当する人

の主観に流れるおそれがある。そ

うなつたのでは価値がない。どこまで

やはり客観性を持たせなければなら

ない。こう考へてみますと、ただこれ

だけでは、それがうまくいかな

い。じゃないかという心配があるわけ

です。その点はうまくいくというお見

通ですか。

○政府委員(平賀健太君) 規定の解

釈としては、ただいま私が申し上げた

ようなことになるわけで、解釈として

は、疑問の余地がないと思ひますが、

ただ、この解釈どおりこの規定が実

施されるかどうかということになります

と、先ほどのやはり監査の問題にな

つて参ります。何か裏づけがほしい

と参りまして、何か裏づけがほしい

と参りまして、何か裏づけがほしい

と参りまして、何か裏づけがほしい

と参りまして、何か裏づけがほしい

とになっておりますれば、九十三円に下げてよろしいと、それは二百八十五条ノ二の第二項を準用する関係で、たまたま決算期の相場が九十三円だったからというので、九十三円に下げて評価してもよろしいと、それから、二百八十五条ノ二の一項ただし書きの関係であります、何かの事情で取引所の相場が非常に下落したと、たとえば九十五円——利息相当分を加えて九十五円とすべきところだが、たとえばその社債の発行会社の資産状態が非常に悪化したとして、今後どうも回復しそらないというので、社債が著しく下がった、たとえば八十円とか七十円とかいふふうに下がったというような場合を考えまして、その場合には、二百八十五条ノ二のただし書きの規定を準用いたします関係で、そのときの八十円とか七十円とかいふ、その時価をつけないでやいなぬ、そういうことになるのでございまして、この二百八十五条ノ二の二項の準用規定の関係でちよつとわかりにくいかと思うのでございまして、二百八十五条ノ二の流動資産の規定を準用する関係におきましては、この社債の取得価額に相当の増額または減額をした価額、それを基準にしてその社債の時価との比較をする、そういう趣旨でございまして、少しややこしゅうございませうけれども、そういう趣旨なのでございまして。

○井川伊平君 今のお話の、九十円で買った社債が利息の意味が加わって九十五円になっておるときに、その五円上があつているところを取得価額の是正という方考え方で言うけれども、それはおかしいのじゃないかと私思ふのです。これで取得価額の是正

を認めるなら、他のものでも、そういうような取得価額は是正を認めるべきです。だから、取得価額は是正というよりな意味の概念が二百八十五条ノ二の二項と相いれない考えでないか。二百八十五条ノ二の一項のただし書き等によりましては、取得価額を固く守つて、そして安くつた場合に処置ができるが、高くなつた場合には、高いほうの処置ができないのが原則でしょう。それであるのに、その条文を準用しながら、取得価額は是正というような概念でその評価を高めていくというのはちよつとおかしいので、ちよつとのみ込めないのですかね。

○政府委員(平賀健太君) 取得価額は是正という説明がちよつと適當でなかつたかも知れないのでございまして、普通のたなほし資産あるいは株式などと違ひまして、社債というものは、経済的に非常にこれは価額というものが安定しているものなのでございまして。割引発行の場合でございまして、償還期が近づきますと、これはだんだん社債の金額に近くなつていく。これは実価がふえるわけで、単に評価益を計上するといふものではない。たまたま時価が取得の価額よりも上がつたから、その時価によつて評価益を出すというのとは非常に違ひわけなんです。まあこの改正案の骨子が評価益の計上を禁止するといふ大原則を貫いておりまして関係で、何かこれが評価益の計上を認めたようなふうにとれるようにも解せられますので、そうではない、評価益を出すのじゃないぞというのを申しますために、取得価額の修正というよりな表現を私用いたわけにございませうけれども、これは、やはり

あくまで社債というものは、価額が非常に安定しておる。償還期限が近づきますと、社債の金額に一致してくるものである、そういう社債の経済的な性質から特別にこれは認められたものであるといふふうに私どもとしては解釈する次第でございまして。

○井川伊平君 社債の堅実性に基づいて、一項の、金額と異なる場合相当の増額、減額が認められるのだとするならば、そういうふうに堅実なものであるとするならば、二項の流動資産の規定の準用は必要がなくなるのではありませんか。

○政府委員(平賀健太君) ただ、取引所の相場のある社債でございまして、やはりまあ現在の日本では、社債というものは、取引所に上場されるというふうな例はほとんどないに私承知いたしてゐるのでございまして、実際問題として、もし取引所に上場されるといふことになりましたら、相場の変動といふものは株式ほど大きくはないにしても、わすかであつてもあり得るわけにございまして。そういう関係で、やはり流動資産の規定を準用いたしておる必要があるわけにございまして、現在の日本の状態では、取引所に上場される社債、電電債なんかは上場されておるようでございませうけれども、一般の社債といふものは取引所に上場されない。のみならず、かりに上場されるにいたしましても、この社債というものは非常に安定しております関係で、二百八十五条ノ二の一項のただし書きの規定が實際準用になるというよりなことは、まあ非常に希有な場合にはないかと思ふのでございませうけれども、

観念的にはやはり問題になることで、實際問題としてこれがほんとうに動くといふことは、きわめてまれな場合しか考えられませうけれども、どうも観念的にはやはりこの規定が適用になる場合が考えられます関係で、二百八十五条ノ二の規定を準用するといふことにいたしましたのでございまして。

○井川伊平君 社債の場合も、それから、次の株式の場合につきましても、共通する問題としてひとつお伺いしておきたいと思ひますが、これらにつきましても、取得価額を評価の基本にするといふことは、それはよいことであるといふものを持っておるという気持ではなしに、もうかるから一時的に保有しておろうという、そういう社債とか株式、こういうものの価額の評価は、評価するときにおきましてある程度時価によつて評価するほうが現実都合のよいではないかといふことをお伺いするわけでありまして。もしそれをそうでないといふことにいたしましたら、実際上は安く買ひましたものが高く売れるのは、そのときに、高いほうの価格を評価価額に加えることができないとすれば、目的を達しようとするば、それを売つて、同時にまた新しいものを買へば、当然にもうかつたという計算が出てくるわけですから、それは法律の禁ずるところではないわけですから、そういうことから考えれば、そういうような金額によつて目的を達せられるという道がある。しかしなお持つていたやつを記帳しておくといふことになりまして、繁雑が伴うだけでありまして、本質的には何も大きな変化はな

い。それであるのに、そういう売つて買わねばならぬといつたようなことになるといふことは、評価価額によることを許さないという基本概念がじゃまをするからであつて、そしてその法のねらつたところはきれいに裏切られておる、そして繁雑だけ残る、こういうことはどうでございませうか。そういうふうなことはあり得ないことでは、そここの法案はどういうふうな注意を用いておるのでありますか。お伺ひいたしておきます。

○政府委員(平賀健太君) ただいまは、短期保有の株式とか社債についてのお尋ねでございまして、これは、たなほし資産につきましても、程度の差はございませうけれども、やはり同じことなのでございまして、時価が取得価額以上上がつておると、時価が取得価額以下下がつておると、それが現実上上がつたわけではない。まだ利益が実現されてない利益を計上いたしまして、その期の利益配当の基礎としますといふことは、これは危険である。実際それを換価しますのは、その期には換価しないので、次の期あたりで換価します場合に、株式なんかではことに顕著でございまして、今は時価が上がつてゐるが、次の期に、實際処分するときには、ずつと下がつてゐるかも知れない危険が非常にあるわけ、まだ実現しない利益を計上いたしまして、それを配当の基礎にしたのに、實際次の期でそれを換価したら、非常にそれが下落したということになりますと、これはやはり会社の資産の健全性といふものを害することになるわけにございま

るということは、好ましい姿でないように考えるのですが、いかがですか。

○政府委員（平賀健太君） 繰り延べ資産につきましては、仰せのような問題

があるわけで、厳密に言いますと、線

り延べ資産というのは、もちろんこれ

は実質的な資産ではない、こういふ特

別の費用が要つた場合に、その費用を

支出した年度において全部償却してし

まうといふのじゃなくて 五年間に普

後々に撤去してよみしいと

いゝ趣旨でこれを請ひ言ひた國侯で

かゝる道に上つて女界が

して、この爆り延べ資遣といふ

力が認められました。聖言からい

て、五年内にやはり償却をすればいい

のではないか。ただ、この繰り延べ資

産が実質的な資産ではないかもしれません。

めに、あとで二百九十条の利益配当の

規定におきまして、産産制限の規定を

ない手当をして下さいます関係もある

りますので、ただいま仰せのような場

合におきましても、効果が出ないとい

うことがわかったときに、残りの未償

却分を全部その期で償却してしまわな

くではなぬといふことにはならない。

○井川伊平君 次に、別のことをお伺

いいいたしますが、きよらの午前中にも

多少問題になっておったよりであります

したが、改正計算規定の適用の問題で

す。商法中改正法律施行法昭和十三年

四月五日法律第七十三号の四十九条に

めることになっておる。これは、どう

いう現在経過になっており、将来どう

いふ見通しであるか。この点の御説明を承ります。

○政府委員(平賀健太君) ただいま仰せの計算書類の様式は命令で定めるといふことに商法の施行法で規定があるのでございますが、実は、その命令が今日まで出てないのでございます。私も、その間の事情を詳細に存じないのでございますが、おそらくは商法の計算関係の規定というものが、現行法は時価以下主義で、非常に古めかしいものでございまして、まず商法の規定自体を——計算関係の規定を改めること自体が問題で、現行法のものでございまして、まず商法の規定を改め、改正といふことが先だといふことで延び延びになつていたのでないかと、私は想像いたしますのでございます。私もいたしましては、計算規定がこういふふうに変更しました以上、この命令をそのまま制定もしないでほうつておくことはむづかしいですね。この法律案が来年度四月一日から施行といふことになつておりますので、できる限り早い機会にこの命令を立案し、公布いたしたい、そういうことで目下準備を進めておる状況でございます。

○井川伊平君 この点、了承できるのではありませんが、その様式が、すべての会社に同一の様式で押しつけるという仕方と、そうでないに、大企業と中小企業とを区別して、あるいは三様に区別して設け得ることもあると思ひますが、現在のこれを設けようとする気持については、その点に關してどういふふうな考え方をしているか、これをひとつ承つておきます。

○政府委員(平賀健太君) ただいま、仰せの点につきましては、私も思ひます。いろいろ考へておりました、この改正計算規定は、株式会社にありましては、いかなる規模の株式会社に對しても一律に適用するわけでございます。中小の小さい株式会社に對しては、少しこれは、何と申しますか、鰐頭を裂くに牛刀をもつてするといふ感じがなきにしもあらずでございますけれども、株式会社のところで、やはりほんとうに株式会社にしたい大会社といふものと小規模の株式会社にしたいものを区別いたしまして、大規模の株式会社に對しては、これは利害関係者の範圍も非常に広いことであるので、様式はかなりの詳細なものにする、しかし、中小の小さい株式会社に對しては、この簡略化されたものを認めるというふうな方法で、省令案を立案いたしたいと考えておる次第でございます。

○井川伊平君 様式を一種ではなく数様に作つて、会社の資本の量の關係において適用を定めていきたいと思つて、御趣旨のようでございます。その点、了承いたすわけでございます。なお、この適用の問題につきまして、今申しました構想のほかに、相当大きな会社でありまして、公認会計士の監査を義務づけられてゐるものと、いなものと、そういうふうな区別によりまして幾層かに分けるとか、あるいは分けたいもの適用を二、三にするとかという構想はいかがでございますか。

○政府委員(平賀健太君) ただいま申し上げましたように、計算書類の様式につきまして、詳細なもの、簡略なものに分けたいと思つておるのでございますが、基準をどこに置くかといふことにつきましては、ただいま仰せのようない意見も実はあるわけでございます。証券取引法の關係で、公認会計士の監査証明を必要とする会社と、そうでない会社と、そういう分け方も考えられると思ひます。それからまた資本の額によりまして、たとえば五千万円以上とか一億円以上というふうな場合で、資本の額で分ける分け方もございします。私どもの目下の考え方では、資本の額によつて分けたいと思つておるかと、いふふうに一応考へておりますが、なお、ただいま井川委員の仰せのような、そういう区別の基準といふことも考へられますので、その点もなお検討いたしてみたいと思つておる次第でございます。

○井川伊平君 きょう午前中いろいろ論議されました、相当明白になつたこととありますが、なお法務当局の御意見といふものを確かめておきたいと思ひますので聞くまでのことでございますが、貸借対照表等を登記後場に提出するといふ問題、この問題は、午前中の応答によつても、大体は一般的に理解されてきたと存じますが、当局は、この問題をどういふふうに取り扱い、実施していこうといふ考えをお持ちになつておられますか、お伺いいたします。

なお、加へまして、先般の建物の区分所有の問題につきまして、私の質問のうちにこの問題はあつたわけでありましたが、この区分所有の規約を戸籍謄本や一般の不動産の登記簿のように謄本を閲覧し、謄本の下付ができるようにしたならば便利ではないかといふことを申し上げて、そういうことができないといふ趣旨のお答えをちょうだい

しておるわけでありましたが、それを加へまして、もう一度ここでひとつあらためてお答えをあらわして願つておきたいと存じます。

○政府委員(平賀健太君) ただいまの点につきましては、実は法制審議会におきまして、答申の第十三項でございします。株式会社の貸借対照表及び損益計算書を登記所に提出するものと、何人もこれらの書類を閲覧することとができるものとする。という項目が一項ございまして、附帯決議といつたしまして、要綱第十三項については、できるだけ早い機会にこれを實現し、その実をあげるよう要望する。なお、計算書類の公告については、今後さらに検討する。という附帯決議がなされておるのでございます。で、私といたしましては、昨年末三十七年度の予算案がきまします際に、実はこの登記所で株式会社の計算書類といふものを備へ置いてこれを閲覧に供する、この要綱第十三の趣旨を實現いたしますために、大蔵省と折衝いたしたのでございます。大蔵省としましては、たとえば備品を調達するために必要な経費なんかある程度認めてくれたのでありますが、何しろ全国的に非常に多数の株式会社がございまして、この計算書類の提出がありまして、やはり登記所におきましてこれを審査しなければいけません。ただ照つて受け取つて登記所に置いておいていいというものではございません。やはり、株式会社が合つてゐるかどうか、記載の内容が正確であるかどうか、内容の審査をいたしまして、不備があればそれを是正してもらひ、そういうふうな手続もございまして、どうしてもやはり人手が要るわけでございます。

増員の要求もいたしたのでございますが、前回の建物の区分所有の御審議の際にも申し上げましたように、現在の登記所というのは、非常に事件増で、在来の仕事自体に非常に追われておりまして、そのための人手不足がかなり著しいものがあるものであります。そちらのほうの増員が先決問題だといふことで、計算書類の備へ置きといふことのための増員はついに認められなかつた次第でございます。ところが、實際問題といたしましては、現在の貸借対照表の公告の方法といふのは非常に不備がございします。必ずしも勵行されていらない。そういう事情にございしますので、私もいたしまして、この登記所に計算書類を提出されてこれを公告する制度は、できるだけ早い機会に實現をいたしたい、いたすべきものだと思つておる次第でございます。そういうわけで、できれば来年度の予算でもこれは實現したい、今後さらに強この点は大蔵省と折衝し、實現について努力をいたしたいと思つておる次第でございます。

○井川伊平君 ただいまのお話のうち、内容の審査のために人手が要するといふ話がありましたが、これは内容の審査といつても、記載が適合しているかどうかの審査ではなく、形式上の要件を満たしているかどうかの審査でございまして、もしそうだとすれば、大して手間もかからぬのじゃございませんか。

○政府委員(平賀健太君) これは仰せのとおりでございます。公認会計士が監査をするような、そういうものじゃございませんが、そういう実質的にはとてもわたり得ませんので、やはり

様式に合っているかどうか、数字が並べてあるわけですが、計算が合っているかどうか、そういういわば形式的な審査になるわけでございますけれども、それでありまして、やはりこれは、大きい会社の貸借対照表、損益計算書となりますと、相当膨大なものでございます。一件を審査するには、やはり相当の時間がかかると思うのでございます。現在の人員ではとてもこれはやり切れませんので、相当の人数がやはり必要になってくるわけでございます。

○井川伊平君 私質問は以上に尽きるわけでありまして、商法の改正を見まして、相当に個々の会社で主観的な見方でいろいろ評価なども変わってくるようなものがあるように、あるいは著しいというようなものがある見方であるか、相当であるというような見方があるか、数字的に非常に変わって、まあまあなるおそれがあると存じますので、こういう点に客観性を持たせるような何か制度の上に御注意をいただきたいとお願いを申し上げます、質問を終わります。

○委員長(松野孝一君) ちょっと私関連してお尋ねしたいのですが、今民事局長のお話によりますと、この貸借対照表を登記所に提出するというところに、大蔵省に交渉したところ、大蔵省のほうでは備品の何かは認めると言ったのですが、それは予算上現実には認められたものか、そういう何かたまたま話であつたものか、そうしてまた、これを三十七年度の予算編成にあつて、大蔵省に要求したのですか、大蔵省に要求した話があつたが、大蔵省には要求しなかったのですか、

どちらですか。その点、ちょっとはっきりしなかったように思いますので、お聞きしたいのですが。

○政府委員(平賀健太君) これは、大蔵省に要求いたしましたして、備品なんかの帳簿関係の経費と、それから人件費とでございまして、増員のための人件費と両方要求したのでございまして、それで、備品関係につきましても、たとえば計算書類が提出されますと、それを保管するためのキャビネットなんかが必要になってくるわけでございます。大蔵省は、予算折衝の過程で、このキャビネットの経費なんかは認めてくれたのでございまして、数百万円認めてくれたのでございまして、ところが、キャビネットだけもらひまして、これは仕事になりませんので、これではもう仕事になりません。今度の改正案にはこの点は盛り込まないから、キャビネットの経費として大蔵省が一応はきき出して、くれた経費はほかの経費に回そうというふうにいたしましたして、予算の中にはこのキャビネットの経費というものは計上になっておりません。折衝の過程でそういうことがございました。そういう関係で、計算書類の備え置きの関係では、来年度以降の予算で実現について努力する、大蔵省にお願いするということになるわけでございます。

○委員長(松野孝一君) もう一つついでにお聞きしたいのですが、私もこれは予算は見つたつもりでいるのですけれども、ちょっとわかりませんが、予算要求の際に、いわゆる貸借対照表とか損益計算書を登記所に提出するため、それを整理するため、閲覧に備えるための人件費というものを、どの程度要求してやつたのですか。

○政府委員(平賀健太君) この商業登記を扱っております登記所というのは、全国の登記所全部で扱っているわけじゃないでございまして、大体大まかな見当では登記所の三分の一くらいになると思ひます。全体で二千万でございますが、その三分の一くらいは登記所が商業登記を扱っております。まあ事件数の非常に少ないところは、そのための増員は要りませんけれども、大都市なんかは、これはもう非常にたくさん、会社が非常に多い関係で、やはり相当の増員が必要でございまして、百四、五十名、百五十名前後の増員要求であつたと思ひます。

○委員長(松野孝一君) もう一つ。こういうふうな大蔵省の会社から貸借対照表、損益計算書を登記所に提出する、それと、それはいつまで保管する、という考え方を持っているのございませうか。

○政府委員(平賀健太君) 大体三年間くらい保管したらいいのではないかと。貸借対照表、損益計算書というものは、やはり前の期の、いわゆるその前年、前々年くらいのものでやはり対照しまして見まさんと、会社の経営状態というものがわかるものでございませうから、三年を保管したらいいのではないかと。四年目には廃棄する。そうして、次々新しいものを備えて置く。保管期間は三年くらいでよくはないかというところを、私もどもしてはまあ考えておつた次第でございませう。

○政府委員(平賀健太君) ほんとうにいろいろと、倉庫なんかも拡張の必要が実はあるわけでございます。さしあつては、発足当初でございませうので、キャビネットを備えまして、そこに保管をする。これは、倉庫の問題は、現在でも、こういう新しい仕事を始めませんでも、倉庫が狭くなつていくところは相当ございまして、これはそちらのほうで、営繕関係の経費である程度まかなえますので、その計算書類の保管というところも考慮に入れて、営繕費を要求したわけでございます。仰せのとおり、営繕関係のほうにも、やはり多少響いてくるわけでございます。その金額は、このためだけの金額は、営繕関係がどれだけ増額になつたかということとは、ちょっと全然数字を持っておきませんので、お答え申しかねますが、人件費、それから庁費、それから営繕関係のものを合わせると、やはりかなりの額になるわけでございます。

○委員長(松野孝一君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は次回に続行することとし、本案については本日はこの程度にとどめます。次回四月十日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十六分散会

昭和三十七年四月十一日印刷

昭和三十七年四月十二日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局